様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立三つ和会館夜間管理業務
仕　様　内　容	さいたま市大宮区三橋3丁目52番地内（さいたま市立三つ和会館）の休日・夜間における下記管理業務 （1）事務所窓口及び来館者の対応 （2）物品の管理 （3）日誌による連絡事項の伝達 （4）空調設備の電源管理 （5）ガス器具の管理・確認 （6）電気の消灯及び戸締り（鍵開閉） （7）夜間警備機器のセット （8）拾得物・遺失物の管理・記録 （9）翌日の活動予定掲示及び利用報告書用意
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　28　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,386,147円
契約相手方の決定理由	本業務は、人権政策の推進、地域交流の拠点である三つ和会館における夜間、休日における会館管理を行う業務であるため、知識と経験を有する高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	市民局　市民生活部　人権政策・男女共同参画課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市ひかり会館夜間管理業務
仕　様　内　容	さいたま市ひかり会館にて通夜開式時の午後4時45分から午後9時15分まで、会葬者の案内等(電話対応を含む)、電気、空調設備操作、施錠等の夜間管理業務を行う。
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　29　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,176,912円
契約相手方の決定理由	本業務は、ひかり会館にて通夜開式時の午後4時45分から午後9時15分まで、会葬者の場所案内等（電話対応を含む）、電気、空調設備操作、施錠等の夜間管理業務を委託するものです。 葬祭業務の特殊性と、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	保健衛生局　保健部　思い出の里市営霊園事務所　ひかり会館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市大宮ワークプラザ地域交流スペース管理業務
仕　様　内　容	・履行場所　さいたま市大宮ワークプラザ さいたま市西区大字西遊馬1969番地8　外 ・業務内容 高齢者の就業機会拡大を図る目的の施設であるさいたま市大宮ワークプラザ内の「地域交流スペース」の管理を行う。 (1) 建物日常管理 ・開設時間は、9時00分から17時00分まで ・開設時間中は、常時、管理人を配置する (2) 利用者管理 (3) 植木剪定及び除草
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　29　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	3,598,632円
契約相手方の決定理由	別紙のとおり
所　管　課　名	福祉局　長寿応援部　高齢福祉課

さいたま市大宮ワークプラザ地域交流スペース管理業務
契約相手方の決定理由

さいたま市大宮ワークプラザは、高齢者の就業機会拡大を図るため、市から公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）にシルバー人材センター業務の用に供するために、建物を無償貸付しています。

本業務は、大宮ワークプラザの一部に存在する地域交流スペースの管理を委託するものですが、当該業務で管理を行う範囲は、同一の建物内にある小規模な諸室であるため、別団体に管理を行わせるより、建物の一部を借り受けているシルバー人材センターによる一括管理を行わせることにより、効率的な運用が可能です。

また、本業務は、さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱（以下「要綱」という。）第３条第１項第２号の規定に基づく、シルバー人材センターが受託できる業務に該当します。

このため、高齢者の就業機会の確保による高齢者福祉の増進に資するとともに、これまでの類似業務の履行実績を考慮し、施行令第１６７条の２第１項第３号及び要綱第２条により、シルバー人材センターを契約の相手方として決定するものです。

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市大宮南部浄化センター庭園管理業務
仕　様　内　容	大宮南部浄化センター併設の環境学習施設・みぬま見聞館及び敷地内の自然庭園の管理業務 期間内の土曜日、日曜日、祝日(年末年始と毎月第4土曜日を除く104日)の8時30分から17時15分まで、来館者の対応、施設内清掃、自然庭園の管理及び緊急時(災害、火災等)の臨機の措置などの業務を行う。
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　25　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,936,000円
契約相手方の決定理由	上記公益社団法人は、さいたま市が設立した公益社団法人で利益を追求する団体ではなく、市の施設管理に対して実績があり、効果的かつ効率的に業務を履行が可能であるので随意契約とした。
所　管　課　名	環境局　施設部　大宮南部浄化センター

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市北浦和インフォメーションセンター清掃業務
仕　様　内　容	北浦和インフォメーションセンターの日常清掃及び特別清掃業務 特別清掃内訳 床面洗浄ワックス塗布（4回／年） 窓ガラス・サッシ清掃（4回／年） 植栽管理（剪定・消毒）（2回／年） 壁清掃（1回／年） 照明器具清掃（1回／年） エアコンフィルター清掃（1回／年） 屋上部分及びトイレ屋根部分清掃（1回／年） 執務室内における電球等交換作業（4回以内／年） 延床面積：376．01平方メートル
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　22　日
契約相手方の名称及び所在地	社会福祉法人うらわ学園 埼玉県さいたま市浦和区領家1－5－20
契　約　金　額	1,145,917円
契約相手方の決定理由	本業務は、北浦和インフォメーションセンターの清掃業務であり、施設等の清掃業務は、「令和5年度さいたま市障害者優先調達推進方針」に基づく障害者就労施設等からの優先調達対象品目に指定されていることから、特定随意契約対象者名簿登載者のうち、本施設の近隣に位置し、清掃及び植栽選定を履行可能な当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	経済局　商工観光部　労働政策課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市人権教育集会所時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立五反田会館及びさいたま市立鹿室南集所の集会所職員不在時の開館時における管理運営及び緊急時の対応に留意し、その業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　29　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,537,800円
契約相手方の決定理由	本業務は、年度当初から委託する施設管理業務であり、高齢者の雇用促進を考慮するとともに、効率かつ安定した管理運営を図るために、上記業者を選考することとしたい。
所　管　課　名	教育委員会事務局　生涯学習部　人権教育推進室

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	見沼通船堀休憩施設管理業務
仕　様　内　容	見沼通船堀休憩施設の開錠・施錠を含む管理及び周辺の見回り等の業務 年末年始を除く毎日（年末年始（12月29日から翌1月3日まで）） 履行場所:さいたま市緑区大字下山口新田地内外
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　22　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,116,490円
契約相手方の決定理由	本業務は、休憩施設の開錠・施錠及び周辺の見回りといった簡易な定期的業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会事務局　生涯学習部　文化財保護課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立生涯学習総合センター時間外管理業務
仕　様　内　容	生涯学習総合センターの管理業務 平日・土曜　午後5時15分から午後9時45分まで 日・祝日　午前8時30分から午後9時45分まで
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　18　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	2,385,546円
契約相手方の決定理由	本業務は、公民館における窓口対応等軽易な業務であるため、市内在住の高齢者の就業機会の確保を組織的、継続的に行う観点から、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習部　生涯学習総合センター

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立大砂土東公民館外3館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立大砂土東公民館、片柳公民館、七里公民館、春岡公民館の職員勤務時間外等の職員不在時に公民館の受付、窓口等の管理業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　25　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	9,290,265円
契約相手方の決定理由	本業務は、公民館における軽易な業務であり、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行うため地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習総合センター　大砂土東公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立桜木公民館外6館時間外管理業務
仕　様　内　容	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの、さいたま市立桜木公民館外6館の時間外業務（夜間及び土日休日の公民館管理運営業務）
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　14　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	15,620,000円
契約相手方の決定理由	市内在住の高齢者の就業機会の確保を組織的に行うとともに、その能力の活用を図ることにより高齢者福祉の増進に資することを目的とした公益法人である当該団体を契約の相手方とした。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習部生涯学習総合センター　桜木公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立鈴谷公民館外4館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市職員が退館後等、職員不在時のさいたま市立鈴谷公民館外4館の公民館管理業務
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　18　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	11,732,582円
契約相手方の決定理由	本業務は、公民館における窓口対応等簡易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習総合センター　鈴谷公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立岩槻本丸公民館外4館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立岩槻本丸公民館、岩槻本町公民館、岩槻南部公民館、岩槻北部公民館、岩槻城址公民館の職員勤務時間外等の職員不在時に公民館の受付、窓口等の管理業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　21　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	10,881,024円
契約相手方の決定理由	本業務は、公民館における軽易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習総合センター　岩槻本丸公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立岩槻本丸公民館視聴覚ホール管理運営業務
仕　様　内　容	さいたま市立岩槻本丸公民館（岩槻区本丸3－17－1）付属施設である視聴覚ホールにおいて開催されるイベント等における音響設備機器等の操作、管理運営業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　21　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	1,951,488円
契約相手方の決定理由	本業務は、公民館における軽易な業務であり、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習総合センター　岩槻本丸公民館

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	（放置自転車対策等業務）さいたま市浦和駅東口駅前市民広場管理業務委託
仕　様　内　容	①毎日午前7時00分から正午までの間と、午後3時00分から午後6時00分までの間、市民広場への自転車の駐輪、原動機付自転車・自動二輪車の駐車等を防止するための監視 ②駐輪、駐車しようとする者への口頭による注意 ③作業員の指示に従わない駐輪、駐車についての関係機関への連絡 ④駐輪、駐車した者に対する、駐輪、駐車禁止区域であるとの口頭による説明 ⑤浦和駅東口駅前市民広場要綱の禁止行為に対する注意・説明、関係機関への連絡など
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　22　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	3,463,542円
契約相手方の決定理由	本業務は、浦和駅東口駅前市民広場内への自転車放置その他市民広場要綱に定める禁止行為に対する監視と注意喚起を主たる業務としています。 そこで、高年齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして当該行為者等に接することにより効果的に対処することができ、また、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	市民局　市民生活部　市民協働推進課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市思い出の里会館及び園内清掃等業務
仕　様　内　容	さいたま市思い出の里市営霊園内の思い出の里会館、事務所管理棟、園内墓地、納骨堂、屋外便所、休憩所、水汲み場、園内道路、園路、広場、植栽帯、遊水池、修景地、駐車場及びその他の敷地内等並びに南側斜面における清掃及びごみ収集業務等の管理業務 面積:27ヘクタール
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　15　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	35,790,000円
契約相手方の決定理由	本業務は、積極的な社会参加と社会経験で得た技能等の活用により、公園墓地としての機能と環境保全を目的とした業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	保健衛生局　保健部　思い出の里市営霊園事務所

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市園芸植物園展示温室管理業務
仕　様　内　容	園芸植物園展示温室を管理し、来園者の安全とその維持管理業務の円滑な運営を行う。 週7回実施 展示温室面積：大（283.29）、中（161.50）、小（221.08）、管理棟（220.65）平方メートル
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　22　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	2,806,003円
契約相手方の決定理由	本業務は、園芸植物園展示温室を管理し、来園者の安全とその維持管理業務の円滑な運営を行う業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	経済局　農業政策部　農業者トレーニングセンター

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市園芸植物園等管理業務
仕　様　内　容	園芸植物園及び花き集荷施設敷地内の除草、清掃、ごみの回収等を行う。 週5回実施（5月3，4，5日及び年末年始を除く） 面積：約35，321．18平方メートル
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　22　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	4,222,310円
契約相手方の決定理由	本業務は、園芸植物園及び花き集荷施設敷地内の除草、清掃、ごみの回収等を行う業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	経済局　農業政策部　農業者トレーニングセンター

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立大砂土公民館外3館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立大砂土公民館、日進公民館、宮原公民館、植竹公民館の職員退勤後等の職員不在時の公民館管理業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　6　年　4　月　1　日　から 令和　7　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　6　年　3　月　25　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	9,420,364円
契約相手方の決定理由	本業務は、公民館の窓口受付業務等の軽易な業務であるため、高齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	教育委員会事務局　生涯学習部生涯学習総合センター　大砂土公民館